

1. 大学所属の研究施設の機構及び運営について

〔諮問〕

昭和24年2月26日

日本学術会議会長 亀山直人 殿

内閣総理大臣 吉田 茂

大学所属の研究施設の機構及び運営について科学研究振興の見地から意見を承りたい。なお右は大学法案（仮称）作成の場合においても参考と致したい。

右日本学術会議法第4条の規定によって貴会議に諮問する。

[答申]

総発第 283 号
昭和 24 年 5 月 7 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿
日本学術会議会長 亀 山 直 人

大学所属の研究施設の機構及び運営について

2 月 26 日付諮問された標記のことについては、本会議は、科学研究振興の見地から別紙の事項について考慮すべきであるという意見であるから、ここに答申する。

なお大学法案（仮称）作成の場合においては、これを参照されたい。

おって、このことについては、本会議に特に委員会を設けて慎重に審議し、その成案を 4 月 28 日本会議第 3 回総会に諮って可決したものであることを申し添える。

大学所属の研究施設の機構及び運営について考慮すべき事項

日本学術会議

24. 4. 28

1. 大学所属の研究施設の範囲
 - A. 学部所属の教室、研究室
 - B. 学部、附属研究所、病院、実験工場、農場、演習林、臨海実験所等
 - C. 大学院
 - D. 大学附属図書館、博物館
 - E. 大学に附置せられた研究所
1. 大学の使命、目的に就て
 - A. 大学院を置く大学については勿論、4 年制の大学にも研究の

面を教育の面と共に或はそれ以上重要視して、研究なくしては教育なしという建前を大学法案に明かにすること。

- B. 大学は学術の中心として基礎及び応用的研究に従事し一般及び専門教育を授けるものであるべきこと。
 - C. 国家的地方的必要ある事項につき研究並に教育すること。
 - D. 大学には学部を置く。学部は一般教養に関するもの、文、法、経、商、理、工、農、医、その他必要に応じて設けること。
1. 大学の研究施設について
- A. 学部に教室又は研究室を置き講座はこれに分属させること。
 - B. 教室又は研究室相互間の研究及び事務連絡のため連絡機関を設けること。
 - C. 学部には必要に応じ附属研究所、病院、実験工場、農場、演習林、臨海実験所等を置くこと。
 - D. 研究費の配分及び研究者の配属は講座部門若しくは教育の割據主義を排し学部若しくは研究所の全体の会義にて定めること。
 - E. 研究の施行に支障を生じないように十分な研究補助員をおくこと。
1. 大学院について
- A. 大学院は原則として学部、研究所等の研究施設を利用することとしこれを大学院にも利用せしめる目的を以て拡張充実すること。
 - B. 関係学科の研究施設の集中統合を図ること。
 - C. 大学院の研究及び教育は原則として学部及び研究所の教授をもってこれに充てることとし、その目的を以て人員を充実すること。
1. 大学に附置せられたる研究所に就て
- A. 当該大学の有機的行政機構の1部とすること。
 - B. 他の大学の教授若しくは民間の研究者を所員として加えることができること。ただし当該大学の教授としての行政には関与

しないこと。

C. 研究所の規模の大小その他実情に応じ研究所の教授会には学部教授会に準じた組織権限を認めること。

1. その他

A. 委託研究費は、大学本来の目的に副うものであることを要し、大学の管理機関において処理し運営すること。

B. 各大学所属の研究施設は事情の許す限り相互に利用せしめること。

C. 研究所と学部
研究所相互間 } の研究上の連絡を図るため適当なる措置を講
大学相互間 } ずること。